

第6章 社会参加の促進

1 社会参加の促進

障がい者団体と連携を図りながら自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。

(1) 障がい者の社会参加の推進

障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・ 地域活動支援センターの活用
- ・ 障がい者団体への活動支援
- ・ 移動支援の充実
- ・ 盲導犬取得の支援
- ・ 西いぶり地域生活支援センターの活用
- ・ コミュニケーション支援事業の充実
- ・ 奉仕員、スポーツ指導員等の養成
- ・ 自動車運転免許取得、改造費の助成

(2) 交流事業の促進

障がい者及びその家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・ 各種福祉大会の開催支援

2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う機会の拡充に努めます。

(1) 障がい者スポーツ大会開催の支援

障がい者スポーツ大会の開催を支援するとともに、各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。

(2) 指導員の養成

障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、指導員の養成を図ります。